

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和4年4月から令和5年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額のどちらか低い額から基準価格1,643円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 ただし上限額は令和4年4月から9月は2,100円、令和4年10月から3月は2,300円とする	1／3以内	補助金の増額に係るもの
2 養鶏経営支援	JA西日本くみあい飼料株式会社中国支店山陰営業所、鳥取いなば農業協同組合、鳥取西部農業協同組合、一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会	(1) 令和4年度配合飼料価格安定制度の生産者積立金	(1) 1／2以内	
3 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構、鳥取県産ブランド豚振興会等	(1) 令和4年4月から令和5年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 (2) 県内養豚農家（ただし法人は除く）における、令和4年7月1日から令和4年12月31日までににおける出荷頭数に9,964円を乗じて得た額	(1) 1／2以内 (2) 1／2以内	

		<p>(3) 令和4年8月1日から令和5年1月31日における素牛導入及び肥育牛出荷輸送費に係る経費、ただし6カ月未満、自社間及び同一系列農場間での導入は除く</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">肥育牛出荷経費</td> <td>鳥取県内</td> <td>1,000円/頭</td> </tr> <tr> <td>近畿、中国、四国地域</td> <td>1,500円/頭</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000円/頭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">素牛導入経費</td> <td>鳥取県内</td> <td>500円/頭</td> </tr> <tr> <td>鳥取県外</td> <td>2,500円/頭</td> </tr> </table>	肥育牛出荷経費	鳥取県内	1,000円/頭	近畿、中国、四国地域	1,500円/頭	その他	2,000円/頭	素牛導入経費	鳥取県内	500円/頭	鳥取県外	2,500円/頭	(3) 定額	
肥育牛出荷経費	鳥取県内	1,000円/頭														
	近畿、中国、四国地域	1,500円/頭														
	その他	2,000円/頭														
素牛導入経費	鳥取県内	500円/頭														
	鳥取県外	2,500円/頭														
		(4) 事務費、手数料	(4) 知事が必要と認めた額													
4 経営改善支援	県内農業協同組合等	経営改善のための税理士等による専門的経営指導に要する経費	1/3以内													
5 公共牧場支援	鳥取県畜産振興協会	令和4年2月1日から令和5年1月31日における預託牛1日1頭あたり57円の飼料費	定額													
6 養鶏経営追加支援	鳥取県養鶏協会、養鶏農家	(1) 肉用鶏 令和4年7月1日から令和4年12月31日までににおける出荷羽数に60円を乗じて得た額	1/2以内													
		(2) 採卵鶏 令和4年10月1日時点における飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数に、60円を乗じて得た額														